

北のめぐみ 愛食応援団 募集のご案内



大地くん



めぐみちゃん

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

「愛食運動」の一層の推進を図るため、新たに 「北のめぐみ愛食応援団」

北海道では、地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、
食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」、北海道にあった「スローフード運動」を
総合的に推進する「愛食運動」を展開しています。

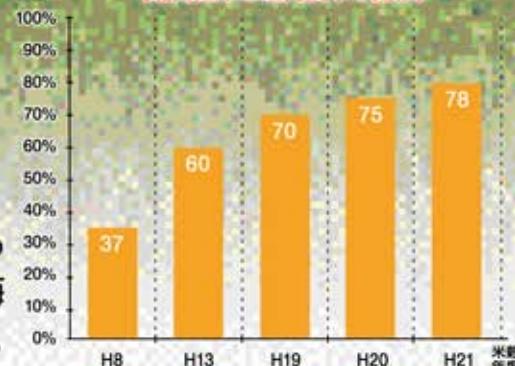
愛食運動

地産地消

食育

スローフード
運動

[北海道米の道内食率の推移]



こうした取組を通じて、道民意識調査では、約8割の方から「地産地消を意識している」との回答が得られるとともに、北海道米の道内食率も向上するなどの成果が生まれてきています。

今後、地産地消や食育等を総合的に推進する「愛食運動」をより一層広げていくため、新たに企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」(以下、「愛食応援団」という。)として登録し、道からの情報提供などを通じて、それぞれの自発的な取組を促進するとともに、こうした応援団登録者の活動を情報発信することにより、「道民の皆さんと協力し合う愛食運動」を展開します。

このパンフレットは、皆様がこの「北のめぐみ愛食応援団」に登録して、愛食運動に取り組んでいただくため、その仕組みや具体的な取組を説明するものです。



愛食運動とは？

農林水産物の輸入増加や産地間競争の激化など厳しい環境の中で、本道農林水産業の安定的な発展を図るためにには、道民の道産農林水産物やその加工品に対する理解や愛着を高めるとともに、道内消費拡大の取組を強化することが課題となっています。

一方、食に対する消費者の関心が高まる中、生産者をはじめとした関係者の安全で安心な食品の生産・供給や、消費者の食に関する知識や安全な食品を選択する力の習得などを通じ、北海道ならではの地域に根ざした食文化を継承・発展させていくことが求められています。

こうしたことから、「地産地消」をはじめ、「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進するため、道民みんなで身近な道産食品の良さを理解し、もっと愛用しましょうという「愛食運動」を展開しています。

を募集します。

愛食運動の主な取組

道では
さまざまな取組を行っています



① 「北のめぐみ愛食運動道民会議」の設置運営

行政、生産者、消費者、教育、流通団体等で設置し、相互間の情報交換・連携・協力、各構成団体による愛食運動、イベントの共同開催などを実施。

② 「愛食の日」PR

「どんどん食べよう道産DAY」をキャッチフレーズに毎月第3土曜日・日曜日に設定し、ロゴを活用した量販店における道産品販売促進キャンペーン等を実施。



③ 北のめぐみ愛食フェアやサッポロ・マルシェの開催

中核都市において生産者等が直接販売する産地直売市の開催を支援協力。



④ 北のめぐみ愛食レストランの認定

道産食材の使用にこだわりをもった外食店等を道が認定。



⑤ 「どさんこ食育推進プラン」の推進

食育コーディネーターの配置、食育講座の開催、食育ファームの登録拡大、食事バランスガイド等を活用した食育の推進。



愛食運動の成果

- (1) 道産DAYキャンペーンや道産の日イベントなど多様な運動が展開
- (2) 地産地消の意識向上
- (3) 米の道内食率の向上

イベントも
たくさん!



愛食運動の課題

愛食運動を更に普及させるためには、道民の一人ひとりがこの運動についての意識を高め、自ら行動することが必要となっています。



食育トークセッション



愛食応援団の趣旨に賛同し、地産地消や食育等の「愛食運動」に取り組む道内の企業、団体（支店・支部等を含みます。）及びグループ（3名以上）の皆さんのが「北のめぐみ愛食応援団」に登録できます。

裏面の申請書に必要な書類を添付の上、所在地がある総合振興局又は振興局へ、所在地が2つの総合振興局及び振興局にまたがる場合は、北海道農政部に送付してください。

登録された皆さんには、応援団登録証をお渡しするとともに、道のホームページやメルマガなどにより、北海道の食に関する各種情報を提供しますので、それぞれの自主的な「愛食運動」に役立てていただきます。

また、応援団の活動内容を道がホームページなどにより、情報発信し、広く道民にお知らせすることによって、愛食運動の輪を広げていきます。



- 記念品や贈り物等に地場産品を活用
- 地場産品を使った弁当を持参して昼食会を開催
- 社員食堂、社員寮で地場産品メニューを提供
- 地産地消・食育活動をブログ・エッセーで紹介
- 会社で食育講座を開催など

北のめぐみ愛食応援団 登録申請書

年 月 日

総合振興局・振興局長様
(又は北海道農政部長)

申請者 事務所の所在地／〒

名称及び代表者の氏名

(担当者名) 所属名

氏名

北のめぐみ愛食応援団事業実施要領の6の(1)に基づき、次のとおり北のめぐみ愛食応援団の登録申請書を提出します。

記

区分	内 容	
企業・団体の主な業務内容 (おおよその参加人数)	(参加人数／名)	
地産地消・食育等の 愛食運動の取組内容		
電話番号 FAX番号 e-mailアドレス	TEL ----- e-mail	FAX -----
HPアドレス		
備考		

*1 企業・団体の概要(案内、活動内容等)がわかる資料を添付してください。 *2 地産地消・食育等の「愛食運動」の取組内容は、現在行っている、又は、今後取組を予定している内容を記載してください。 *3 複数の支店や店舗等がある場合は、別紙に記載してください。 *4 記載していただいた内容は、「北のめぐみ愛食応援団」として、北海道のホームページに掲載(e-mailアドレスを除く)します。 *5 個人情報(担当者名)は北のめぐみ愛食応援団に関する情報をお知らせするために利用します。

(別紙)	支店・店舗等名			
	おおよその参加人数			
	地産地消・食育等の愛食運動の取組内容			
	住所 電話番号 FAX番号 e-mail	----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----
	HPアドレス			
	備考			

※区分が記載されていれば、別形式でも可とします。

年 月 日

グループ用

北のめぐみ愛食応援団 登録申請書

総合振興局・振興局長様
(又は北海道農政部長)

申請者 住所／〒

代表者の氏名

北のめぐみ愛食応援団事業実施要領の6の(1)に基づき、次のとおり北のめぐみ愛食応援団の登録申請書を提出します。

記

区分	内 容	
グループの名称 メンバーの構成人数	(構成人数／名)	
地産地消・食育等の 愛食運動の取組内容		
連絡先 電話番号 FAX番号 e-mailアドレス	TEL ----- e-mail	FAX -----
HPアドレス		
備考		

*1 グループの活動内容がわかる資料を添付してください。 *2 地産地消・食育等の「愛食運動」の取組内容は、現在行っている、又は、今後取組を予定している内容を記載してください。 *3 記載していただいた内容のうち、グループの名称、愛食運動の取組内容、ホームページアドレスを北海道のホームページに掲載します。 *4 個人情報(住所及び連絡先)は北のめぐみ愛食応援団に関する情報をお知らせするために利用します。

必要な資料を添付の上、この用紙でお申し込みできます(申請書は道のホームページからもダウンロードできます)

北のめぐみ愛食応援団事業実施要領

1. 趣旨

道では、地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」、北海道にあった「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」を展開してきており、こうした取組を通じて、道民意識調査では、約8割の方から「地産地消を意識している」との回答が得られるとともに、北海道米の道内食率も向上するなどの成果が生まれている。

一方、近年、安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上などが大きな課題となる中で、道民一人ひとりが自ら「愛食運動」に関する意識を高め、主体的に行動することが、重要となっている。

今後、地産地消や食育等を総合的に推進する「愛食運動」をより一層広げていくため、新たに企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」(以下「愛食応援団」という。)として登録し、道からの情報提供などを通じて、それぞれの自発的な取組を促進するとともに、こうした応援団登録者の活動を情報発信することにより、「道民の皆さんと協力し合う愛食運動」を展開する。

2. 愛食応援団の定義

愛食応援団とは、道内の企業、団体(支店、支部等を含む。)及び3名以上のグループ(政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。)であって、愛食応援団の趣旨に賛同し、3に掲げる活動等を自ら実践し、地産地消や食育等の「愛食運動」に取り組む者をいう。

3. 愛食応援団の活動事例

地産地消や食育等の「愛食運動」の取組を例示すると次のとおり。

(1) 地産地消の取組

- ア 社員食堂、社員寮での道産農林水産物を使用したメニューの提供
- イ 道産農林水産物を使用した加工品の開発や販売促進
- ウ 道産農林水産物の販売コーナーの設置やPR活動の実施
- エ 企業等のイベントにおける道産農林水産物の景品提供

(2) 食育の取組

- ア 食事マナーを伝える活動
- イ 社員等への食生活に関する相談窓口の開設
- ウ 地域や学校を対象とした食育活動
- エ 道産農林水産物を使用した「手作りお弁当の日」の設定

(3) その他の取組

- ア 社員等への地産地消・食育に関する情報の提供
- イ 農林水産業体験活動の実施
- ウ 企業等での地産地消・食育に関する勉強会の開催
- エ 道で実施する道産農林水産物のPR活動への協力
- オ その他、地産地消・食育等の推進に有益な活動

4. 登録受付

平成22年10月1日より登録を受け付ける。

5. 登録機関

愛食応援団の登録は、各総合振興局及び各振興局産業振興部農務課(以下「総合振興局及び振興局」という。)又は、北海道農政部食の安全推進局食品政策課(以下「農政部」という。)において行う。

6. 登録

(1) 愛食応援団として登録を希望する者は、「北のめぐみ愛食応援団登録申請書」(様式1)に必要な書類を添付し、次に掲げる登録機関に提出するものとする。

お問い合わせ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課(道庁7階)

〒60-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-231-4111(内線27-666) FAX:011-232-7334

愛食運動

検索

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/dosanday/ouendan.htm>

ア 登録者の所在地がある総合振興局又は振興局とする。

イ 登録者の事務所等が複数あり、その所在地が2総合振興局及び振興局以上となる場合は、農政部とする。

(2) 登録機関は、提出のあった北のめぐみ愛食応援団登録申請書に記載もれや必要書類が添付されているかを確認の上、登録申請書を提出した者に対して、北のめぐみ愛食応援団登録通知書(様式2)及び北のめぐみ愛食応援団登録証(別記)を交付するものとする。

(3) 登録機関は、北海道個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

7. 登録変更

(1) 登録者は、「北のめぐみ愛食応援団登録申請書」に記載した事項に変更があった場合は、速やかに「北のめぐみ愛食応援団登録事項変更届」(様式3)により、登録機関に届けなければならない。

(2) 登録機関は、登録者から変更の申し出があった場合は、その登録を変更するものとする。

8. 登録抹消

(1) 登録機関は、登録者から「北のめぐみ愛食応援団登録辞退届」(様式4)により辞退の申し出があった場合は、その登録を抹消するものとする。

(2) 登録機関は、愛食運動の趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為があったときは、登録を抹消できるものとする。

9. 登録状況の報告

(1) 総合振興局及び振興局は、6の(1)のアの申請書を受理し、登録した場合は、「北のめぐみ愛食応援団登録一覧表」(様式5)に登録申請書の写し及び必要書類を添付して、農政部に報告するものとする。

なお、登録変更及び登録抹消をした場合も同様に、農政部に報告するものとする。

(2) 農政部は、6の(1)のイの申請書を受理し、登録した場合は、「北のめぐみ愛食応援団登録一覧表」(様式5)に登録申請書の写し及び必要書類を添付して、総合振興局及び振興局に報告するものとする。

なお、登録変更及び登録抹消をした場合も同様に、総合振興局及び振興局に報告するものとする。

10. 愛食応援団の役割

愛食応援団は、それぞの立場を活かして地産地消や食育等の「愛食運動」の活動を実践するとともに、道が行う地産地消や食育等に関する行事等に積極的に参加するものとする。

11. 道の役割

道は、愛食応援団の活動促進を図るため、必要な情報提供やPRに努める。

(1) 道ホームページや刊行物等による愛食応援団登録者のPR

(2) メールマガジン等による愛食運動に係る各種情報の提供

(3) 愛食応援団登録者の相互の交流、情報交換のためのイベント等の開催

12. その他

この要領に定めるもののほか、愛食応援団の登録に関して必要な事項は、別に定める。

(附則) この要領は、平成22年10月1日から施行する。

空知総合振興局産業振興部農務課

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
TEL.0126-20-0083 FAX.0126-22-1099

石狩振興局産業振興部農務課

〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階
TEL.011-204-5847 FAX.011-232-1157

後志総合振興局産業振興部農務課

〒044-8588 虹田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL.0136-23-1406 FAX.0136-23-0230

胆振総合振興局産業振興部農務課

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1むららん広報センタービル
TEL.0143-24-9816 FAX.0143-23-1582

日高振興局産業振興部農務課

〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56
TEL.0146-22-9344 FAX.0146-22-6343

渡島総合振興局産業振興部農務課

〒041-8558 函館市美原4丁目6-16
TEL.0138-47-9497 FAX.0138-47-9212

檜山振興局産業振興部農務課

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3
TEL.0139-52-6574 FAX.0139-52-4594

上川総合振興局産業振興部農務課

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1
TEL.0166-46-5963 FAX.0166-46-5212

留萌振興局産業振興部農務課

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2
TEL.0164-42-8490 FAX.0164-42-4407

宗谷総合振興局産業振興部農務課

〒097-8558 稚内市未廣4丁目2-27
TEL.0162-33-2957 FAX.0162-33-4531

オホーツク総合振興局産業振興部農務課

〒093-8585 楠走市北7条西3丁目
TEL.0152-41-0780 FAX.0152-44-0240

十勝総合振興局産業振興部農務課

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
TEL.0155-26-9063 FAX.0155-22-0183

釧路総合振興局産業振興部農務課

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54
TEL.0154-43-9224 FAX.0154-41-2128

根室振興局産業振興部農務課

〒087-8588 根室市常磐町3丁目28
TEL.0153-23-6871 FAX.0153-23-6183

北海道農政部食の安全推進局食品政策課*

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL.011-204-5429 FAX.011-232-7334

*2総合振興局及び振興局以上にまたがる場合のみ。